道路の維持管理協定書

- 寄附する財産の地番を記載

小松市(以下「甲」という。) と道路維持管理者(地元町内会。以下「乙」という。) とは、道路 小松市〇〇町〇〇番〇〇(別紙位置図等のとおり。) の維持管理について、次のとおり協定する。 位置図・公図・写真

- 第1条 道路の維持管理は、全て乙が行うものとする。
- 第2条 維持管理に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 第3条 この協定書は、協定締結以後に当該道路に関する権利者になった者についても、その効力があるものとし、乙は責任をもって承継させるものとする。 第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通 を保有するものとする。

